

令和7年度男女協働未来創造フォーラム・理工系チャレンジ応援イベント 企画運営業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

「令和7年度男女協働未来創造フォーラム・理工系チャレンジ応援イベント」を、令和7年8月8日（金）に、エースバック未来中心（倉吉市駄経寺町）を会場として開催する予定である。

この要領は、令和7年度男女協働未来創造フォーラム・理工系チャレンジ応援イベント企画運営業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）について、参加しようとする者が提出する企画提案書等を比較検討し、本業務の委託先を決定するために行う本プロポーザルの手続きに関して必要な事項を定める。

2 委託業務概要

（1）業務名

令和7年度男女協働未来創造フォーラム・理工系チャレンジ応援イベント企画運営業務（以下「本業務」という。）

（2）業務内容

別添1「令和7年度男女協働未来創造フォーラム・理工系チャレンジ応援イベント企画運営に係る業務実施仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（3）業務期間

契約締結日から令和7年9月30日まで

（4）予算額

金5,242,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、単独事業者又は共同事業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（1）単独事業者に関する要件

ア 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画の広告・広報及びイベント企画・運営のいずれにも登録されている者であること。

ウ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 本プロポーザルに係る共同事業体の構成員でないこと。

キ 法人格を有していること。

ク 鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成16年2月9日付男女第250号）第6条の規定により認定されている者であること。

ケ 過去にエースバック未来中心を全館借り上げて、集客1,000人程度のイベント運営実績があること。

（2）共同事業体に関する要件

構成団体が共同して本件業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

ア 共同事業体の全ての構成員が次の競争入札参加資格のいずれかの業種区分に登録されていること、及びそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

（ア）イベント・広告・企画の広告・広報

（イ）イベント・広告・企画のイベント企画・運営

イ 各構成員は、上記（1）の要件ア、ウからオ、キ、ク及びケの要件を全て満たしていること。

ウ 各構成員が、本プロポーザルにおいて参加する単独事業者又は他の共同事業体の構成員でないこと。

4 提案の募集方法

公募型プロポーザル方式により募集することとし、本プロポーザルの実施要領を本件調達の公告日から令和7年6月25日（水）までの間インターネットの鳥取県男女協働未来創造本部県民運動課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kenminundou/>）に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

（1）交付期間及び時間

本件調達の公告日から令和7年6月25日（水）までの間（鳥取県男女協働未来創造センター「よりん彩」の休館日（月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日））を除く。）の午前9時00分から午後5時15分まで。

（2）交付場所 14の場所

5 参加表明書等の提出について

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

（1）提出書類

ア 単独事業者

（ア）参加表明書（様式第1号）

（イ）事業者概要及び事業実績（様式第2号）

（ウ）公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第6号）

イ 共同事業体

（ア）参加表明書（様式第1号）

（イ）事業者概要及び事業実績（様式第2号）

※共同事業体の場合は、構成員全てのもの

（ウ）公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第7号）

（エ）共同事業体協定書（予定案で可、様式任意）

（オ）構成員の業務分担の分かるもの

(2) 提出期限、提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和7年6月15日(日)午後5時15分まで
- イ 提出場所 14の場所
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

持参、ファクシミリ又は電子メールによる提出の場合は、提出期限までの日(鳥取県男女協働未来創造センター「よりん彩」の休館日(月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日))を除く。)の午前9時00分から午後5時15分までに限り受け付ける。郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によりアの提出期限までに必着のこととする。持参による場合を除き、14の場所に事前に電話連絡すること。

※本プロポーザルへの参加は、(1)に掲げる有効な提出書類をアの提出期限までに提出した者に限る。

6 質問の受付について

実施要領の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

(1) 受付期間

本件の公告日から令和7年6月17日(火)午後5時15分まで

(2) 受付方法

実施要領の内容等に関する質問がある場合は、質問内容を明確に記載し、14の場所に電子メール(様式自由)にて提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

※電子メールを送信する際は、件名に「令和7年度男女協働未来創造フォーラム・理工系チャレンジ応援イベント企画運営業務」と記載すること。

- ### (3) 質問とその質問に対する回答は、令和7年6月20日(金)までに、全参加表明者に電子メールで送信するとともに、インターネットの鳥取県男女協働未来創造本部課県民運動課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kenminundou/>)に掲載する。

7 企画提案書等の作成、提出等

企画提案書等は次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案に必要な書類

- ア 企画提案書(単独事業者の場合は様式第3-1号、共同事業者の場合は様式第3-2号)
- イ 提案内容(様式第4号)
- ウ 個人情報の管理に係る申告書(様式第5号)(※共同事業者の場合は構成員全てのもの)
- エ 業務準備・実施スケジュール(様式任意)
- オ 業務準備・実施体制、実施責任者の業務歴等(様式任意)
(※共同事業者の場合は構成員全てのもの)
- カ 見積(想定)価格を記載した書面(様式任意)

本業務を実施するのに必要な経費の見積(想定)価格を記載し、提出すること。なお、様式は任意とするが、積算内訳を明記すること。

(2) 企画提案書等の作成に当たり留意すべき事項

- ア 業務実施に当たっての基本的な考え方、方針、実施体制、実施手順等を具体的に記載すること。
- イ 発注者が定めた仕様書の内容に基づいた具体的な企画・実施案を記載すること。
- ウ 様式第4号に記載する「課題についての考え方等」①～④について、考え方と実現のための手法等の提案を具体的に記載すること。また、「企画提案について」①～③について、各イベント等の具体的な内容を記載し、③については①、②とは別に、本催事の目的達成に効果的かつ、集客効果が高いと考える独自企画を、具体的な内容とともに1つ以上提案すること。
- エ 見積(想定)価格を記載した書面には、イベント毎に、積算内訳を必ず明記すること。
なお、また、独自提案企画について、実施内容は発注者と十分協議して決定すること。

(3) 企画提案書等の提出期限、提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和7年6月25日(水)午後5時15分まで
- イ 提出場所 14の場所
- ウ 提出書類の形式 用紙サイズはA4判(必要に応じてA3判の折り込みも可とする)とし、枚数は任意とする。
- エ 提出部数 正本1部、副本9部 計10部
- オ 提出方法 持参又は郵送すること(ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。)
持参による提出の場合は、提出期限までの日(鳥取県男女協働未来創造センター「よりん彩」の休館日(月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日))を除く。)の午前9時00分から午後5時15分までに限り受け付ける。郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によりアの提出期限までに必着のこととし、併せて14の場所に事前に電話連絡すること。

※企画提案書の提出は、5(1)に掲げる有効な提出書類を5(2)アの提出期限までに提出した者に限る。

(4) その他留意事項

- ア 業務実施体制、実施責任者、事業所概要等について追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。
- イ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合、企画提案書を無効とすることがある。

8 審査会の設置

(1) 審査会の名称

令和7年度男女協働未来創造フォーラム・理工系チャレンジ応援イベント企画運営業務委託プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)

(2) 審査員数等

審査会は、4名(鳥取県職員以外の男女共同参画関係有識者を2名以上含む。)で構成する。

9 選定方法等

- (1) 審査は、審査会を開催し、提出された書類によって、別添2「令和7年度男女協働未来創造フォーラム・理工系チャレンジ応援イベント企画運営業務委託プロポーザル審査要領」に基づき、審査員が個別に審査採点(100点満点)し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。

- (2) (1)により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。
- (3) 審査結果は、インターネットの鳥取県男女協働未来創造本部県民運動課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kenminundou/>)で公表するとともに、参加者全員に通知する。
- また、公表の内容のうち審査結果については、最優秀提案者及び全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみ記載するものとする。
- 通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。
- (4) 審査の経緯は公表しない。
- (5) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (6) 企画提案書の提出が期限に遅れた場合、又は審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。

10 契約の締結

- (1) 9により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での仕様書の変更の協議も含む。
- なお、前提とする開催計画案から催事・事業の一部変更や修正もあり得ることから、予算額の範囲内とするため内容の調整を行うことがある。これらの協議の後、仕様書を確定し、見積書を徴し、予算額の範囲内であることを確認の上契約を締結する。協議が不調のときは、9により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
- 情勢により契約締結前に本催事が中止となった時は、契約の締結に至らない場合がある。
- (2) 受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
- なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- （ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- （イ）暴力団員を雇用すること。
- （ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- （エ）いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- （オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- （カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員又は（ア）から（カ）までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

1.1 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1.2 事業の要件に反した場合の取扱い

受注者が事業の実施に当たり委託契約の要件に反した場合には、発注者は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

1.3 その他の留意事項等

（1）次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

ア 3の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。

イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。

ウ 5（1）の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合及び提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。

エ 審査の公平性を害する行為があった場合。

（2）参加費用等

本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とする。

（3）企画提案書の取扱い

ア 提出期限後、企画提案書の差替え、加筆修正は認めない。

イ 企画提案書は返却しない。

（4）参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに連絡するとともに文書で通知すること。

（5）提出された書類は、提出者に無断で業務実施予定者の選定以外の目的には使用しないが、本業務及び本プロポーザルに係る参加者から提出された書類等の情報について、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づく開示請求があった場合には、原則開示するものとする。

（6）著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

（7）本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、当該業務の受注者を選定するために実施するものである。したがって、契約後の業務においては、必ずしも9により選定された者の提出した企画提案書の内容どおりに業務を実施するものではない。

（8）9により選定された者は、業務委託契約に当たり、契約書を作成するものとする。

また、9により選定された者は、本プロポーザルの最適者として選定したものであるが、契約手

続の完了までは、発注者との契約関係を生じるものではない。

- (9) 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

1 4 問い合わせ先・各種書類提出先

〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5 エースパック未来中心内

鳥取県男女協働未来創造本部県民運動課

電話 0858-23-3901

ファクシミリ 0858-23-3989

電子メール kenmin-undou@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/kenminundou/>

1 5 スケジュール（予定）

令和7年6月11日（水） 募集開始

令和7年6月15日（日） 参加表明書提出期限

令和7年6月17日（火） 質問の受付期限

令和7年6月25日（水） 企画提案書の提出期限

令和7年6月下旬以降 審査会、審査結果通知（参加者に後日通知する。）
契約締結